

平成 29 年 7 月 14 日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1 被処分者及び処分の種類

施設職員 停職 2 月

2 処分発令日

平成 29 年 7 月 6 日

4 処分の理由

職員就業規則違反

5 事案の概要

被処分者が平成 29 年 5 月 27 日、コンビニエンスストアにおいて、食料品等約 4000 円相当を万引きした後、同年 5 月 29 日、同店において飲み物約 200 円相当を万引きしたものの。

以上